(四)　内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供

内閣総理大臣は、公益通報及び公益通報者の状況に関する情報その他その普及が公益通報者の保護及び公益通報の内容の活用による国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならないこととした。(第一八条関係)

(五)　適用除外

(一)及び(二)の規定は、国及び地方公共団体に適用しないこととした。(第二〇条関係)

5　罰則

(一)　3の(二)の規定に違反して3の(二)に規定する事項を漏らした者は、三〇万円以下の罰金に処することとした。(第二一条関係)

(二)　4の(一)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。(第二二条関係)

6　その他所要の規定を整備することとした。

7　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(法律第五二号)(厚生労働省)

一　社会福祉法の一部改正関係

1　包括的な支援体制の整備に関する事項

(一)　地域福祉の推進に関する事項

(1)　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこととした。(第四条第一項関係)

(2)　国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこととした。(第六条第二項関係)

(3)　国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこととした。(第六条第三項関係)

(4)　厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとすることとした。(第一〇六条の三第二項関係)

(二)　重層的支援体制整備事業に関する事項

(1)　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法(以下「各法」という。)に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとした。(第一〇六条の四関係)

イ　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

ロ　地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

ハ　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

ニ　地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

ホ　複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

ヘ　複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

(2)　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第一〇六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとした。(第一〇六条の五関係)

(3)　市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができることとした。(第一〇六条の六関係)

(4)　重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすることとした。(第一〇六条の七関係)

(5)　国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付することとした。(第一〇六条の八及び第一〇六条の九関係)

(6)　重層的支援体制整備事業に係る特例

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこととした。(第一〇六条の一一関係)

(7)　地域福祉計画の見直しに関する事項

イ　市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすることとした。(第一〇七条第一項関係)

ロ　都道府県地域福祉支援計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項を定めるよう努めるものとすることとした。(第一〇八条第一項関係)

2　社会福祉連携推進法人に関する事項

(一)　所轄庁の認定等

(1)　イからヘまでに掲げる業務(以下「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、(3)に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定(以下「社会福祉連携推進認定」という。)を受けることができるものとすることとした。(第一二五条関係)

イ　地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

ロ　災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。ハ、ホ及びヘにおいて同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援